

各監督者講習等登録機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

監督者講習等登録の更新等に関する留意事項について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 に基づく事業の登録（以下「事業登録」という。）に係る監督者等の講習及び従事者の研修（以下「監督者講習等」という。）については、厚生労働大臣の登録を受けた機関（以下「監督者講習等登録機関」という）に実施いただいているところです。

今般、令和 4 年 10 月 1 日または 11 月 1 日をもって更新の時期を迎える監督者講習等登録機関が相当数あることから、その更新手続き等を円滑に行うために、下記の通り留意事項をご連絡します。なお、下記の 3 に関しては、今年度の更新を必要としない各監督者講習等登録機関においても今後の監督者講習等の実施に関係しますので、ご留意をお願いします。

記

1 登録更新に係る留意点

- (1) 事務に活用できるチェックリストを用意しましたので、これを活用し、登録更新に係る申請書及び添付資料の作成をお願いします。
- (2) 識別を容易にするため、申請書頭紙には登録番号（例：清講-●、防研-●）を記入するようお願いします。
- (3) 役員に関しては、氏名略歴のほか、欠格事由の該当性を確認するため、「罰」の有無を記載してください。

（注）建築物衛生法施行規則に基づく役員の欠格事項（規則第 25 条の 3 等）

- ① 建築物衛生法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ② 登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- (4) 講師については、要件を満たしているかどうか、特に通算実務期間の計算が

要件をクリアしているかを一人一人確認していただくようお願いします。

2 提出期限

登録期限日の一ヶ月前までに提出をお願いします。なお、提出期限に間に合わない場合は予めご連絡をお願いします。更新期限までに手続きが完了しない場合は、新規登録扱いになります。

3 その他の留意事項

(1) 令和2年5月27日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者講習等の実施について」（以下「自宅学習事務連絡」という。）では自宅学習の実施を可能としてきましたが、自宅学習事務連絡の発出後、2年以上が経過し、オンラインによる講習環境が整備されてきたこと等を勘案し、当該事務連絡は令和5年3月31日を以て廃止します。従って、当該事務連絡に基づく監督者講習等は今年度末までとするようお願いします。

(2) 「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」（令和3年12月24日閣議決定）で掲げられている5つのデジタル原則の考え方を踏まえ、これまで郵送で受け付けていた申請や届出は、書面（原本）の提出が必要でなければ、今後はメールによる提出をお願いします。

提出先メールアドレス：birukanri@mhlw.go.jp

(3) 同じく、デジタル原則の考え方を踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条の10等に基づき、備え付けが義務づけられている財務諸表等については電子化（紙ファイルのPDFスキャンでも可）していただくとともに、同第2項に基づく閲覧等については、申請から閲覧等までをインターネットで完結する措置※、当該財務諸表等をホームページで公開する等の措置を、貴機関の可能な範囲で順次講じていただくようお願いします。

※ 電子メールでの申請の受理、PDF化した書面をメールで送付する、その際の手数料もキャッシュレス決済とする 等

【担当者】

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生課 課長補佐 山口（久）

電話番号：03-5253-1111（内線2432）

メール：birukanri@mhlw.go.jp